

概要版で見る

周南市市民活動促進指針

——「助け合いのコミュニティ」づくりと市民自治文化の創造を目指して——



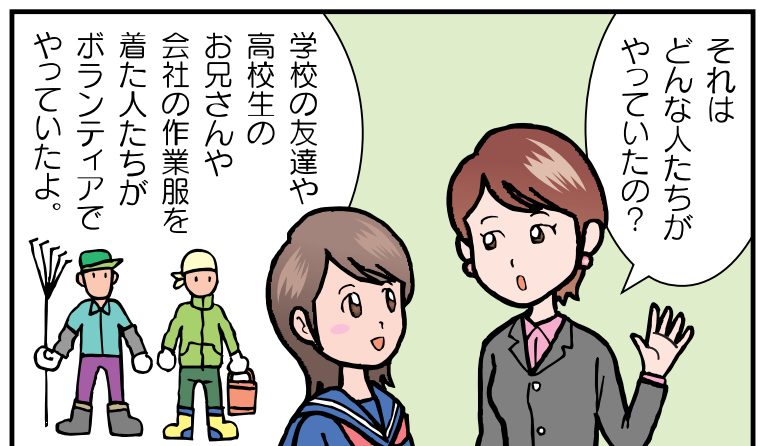
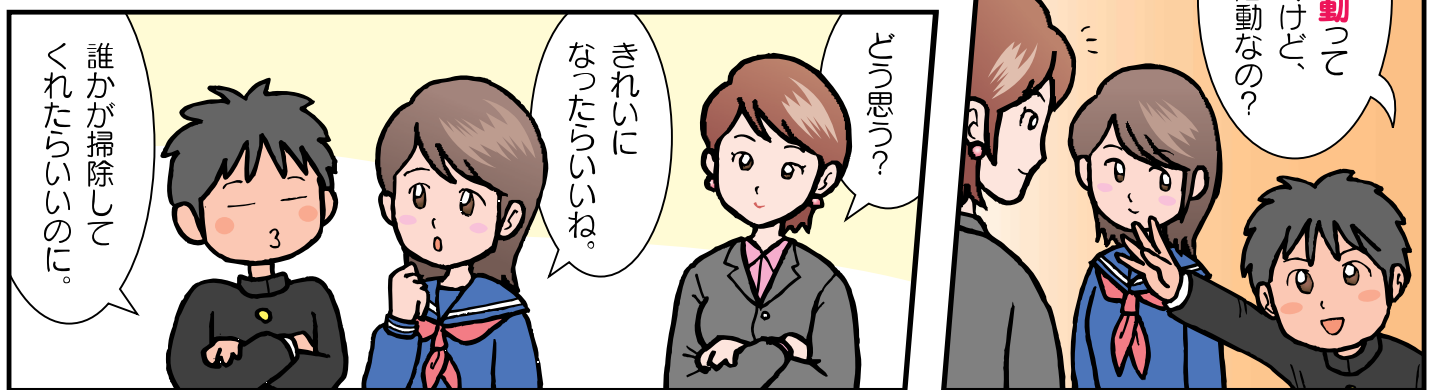
わたしたち一人ひとりが市民活動の主役です。

2009(平成21)年2月

周南市

みんなで知ろう！

市民活動って何だろう？



登場人物



元気くん



輝さん

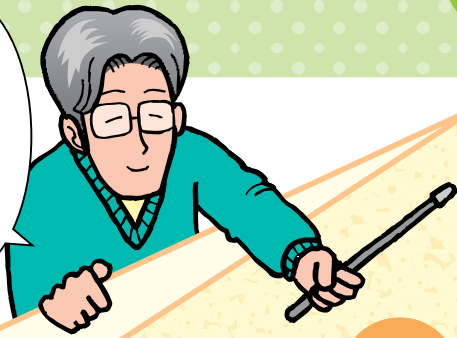


周市先生



南先生

じゃあ、私から説明しましょう。



【解説】

●市民活動の定義

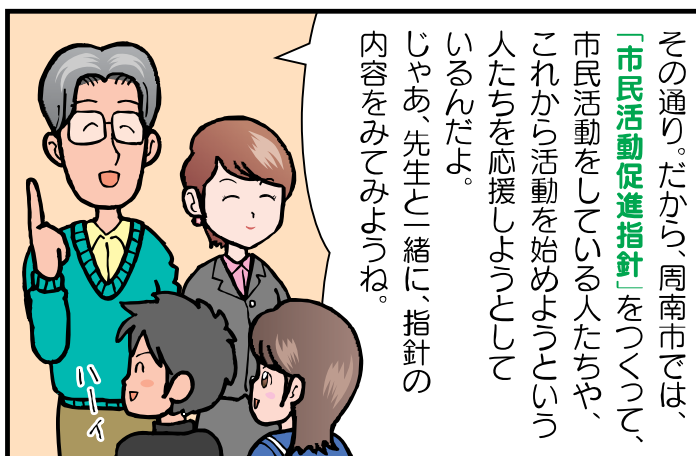
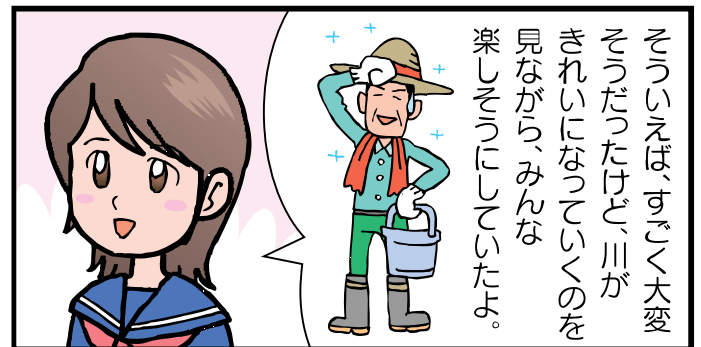
不特定多数の人々の利益や、地域住民の生活及び地域社会の維持・発展を目的として行う非営利で自主的な活動です。

●市民活動の活動分野

社会の課題は生活全般に関わるので、市民活動の分野也多岐にわたります。「特定非営利活動促進法」では、次の17分野に整理しています。

(特定非営利活動促進法第2条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救助活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動





指針では市民活動促進に向けた取り組みを 5段階に分けて整理しています

指針策定の目的

この指針は、周南市において地域住民活動をはじめ、ボランティア活動やNPO活動など、市民による自主的で営利を目的としない公益活動（市民活動）が活発に展開されることにより、地域に「助け合いのコミュニティ」が形成され、魅力と活気あふれる市民自治文化が創造されることを目的としています。

市民自治文化の創造





ここからは取り組み内容を
ステップごとに見てみましょう！

STEP 1

市民活動に対する興味・関心を 地域全体に広げるための取り組み

市民活動の意義や楽しさ、市民活動グループの概略などを、広く市民に知ってもらい、市民活動に対する理解や関心を高めてもらうための取り組みを進めます。

施策

- ◆市民活動情報誌の発行、市報やホームページを活用した市民活動情報の発信
- ◆「市民活動ガイドブック」の作成・配付
- ◆市民活動にかかわる学習講座の開催
- ◆学校教育でのボランティア学習の拡充と活動への参加促進



STEP 2

市民活動に参加しやすい環境を つくるための取り組み

市民活動に関心を持った人が参加しやすい環境を整えます。そのため、まず、市民活動グループやボランティアについての情報や、市民活動グループが実施するイベント情報等を簡単に入手できるシステム整備に努めるとともに、活動に参加したいがどうしてもわからないという人のために、市民活動支援センターの相談機能をさらに拡充していきます。

また、より多くの市民が安心して活動に参加できるように、市民活動保険等の制度的条件を充実します。

施策

◆「市民活動グループバンク」事業の普及・拡充

※市民活動グループバンクとは、市内を中心に活動している市民活動グループの情報を収集、データベース化して広く公開したものです。

◆「ボランティア人材バンク」事業の充実

※ボランティア人材バンクとは、知識や技術などを有し、無償で助言・指導等ができる市内在住・在勤の方の情報を収集、データベース化して広く公開したものです。

◆市民活動相談の普及・拡充

◆市民活動保険制度の整備



STEP 3

市民活動に必要な資源を 豊富にするための取り組み



市民活動を実施する上で必要な資源としては、情報、資金、人材、活動場所などがあげられます。行政としても、市民活動の自主性・自立性を損なわない範囲で、市民が多様な活動を円滑に実施するための環境づくりに重点を置いて市民活動に必要な資源の確保に努めます。

また、こうした資源の動員をめぐっては、行政以外の企業、民間団体、さらには市民の役割も重要になってきます。こうしたことから、企業や民間団体等の実施している活動資金助成制度をはじめ、施設の開放や資機材の貸与といった各種支援策を情報として収集し、提供するといった取り組みも始めます。

施策

- ◆各種助成金に関する情報の集約・提供
- ◆新たな市民活動助成制度の検討・実施
- ◆新たな市民活動支援税制の検討
- ◆市民活動支援センターの環境整備(設備・備品、制度等の改善)
- ◆利用可能な公共施設や民間施設、資機材等の情報集約・提供
- ◆小・中学校施設の市民活動グループへの開放・活用
- ◆公共施設の有効活用

STEP 4

既存の市民活動のレベルアップを 促進するための取り組み



すでに、ある程度の市民活動歴をもち、一定の水準に達した団体や個人にとっては、活動のマンネリ化を防いだり、活動水準そのものをレベルアップしたりすることへの要請が生じてきます。こうした問題への対応策としては、市民活動の先進事例や新たな活動の仕組みづくりに関する調査研究・学習活動や、各団体が直面している問題点やニーズの洗い出しと対応策の検討といった取り組みが必要です。これらは、必要に応じて、各市民活動グループ(あるいはそのネットワーク)で自主的に取り組むべき事項ではありますが、支援センターの調査研究機能を強化し、市民活動実態調査や先進事例の研究を推進します。

また、何よりも、小地域を活動基盤とする団体が比較的多い周南市の場合には、既存の地域住民活動と新しい自発的の市民活動との接点を生み出すためのしかけを検討していく必要があります。両者が一緒に活動することによって、既存の活動を活性化させたり、当該活動への参加メンバーを増大させることも可能になってくると考えられます。これについても、基本的には、各団体が自主的に取り組んでいくことが望ましいと言えますが、異質な団体どうしの出会いの場などを市民と行政とが協働で企画し、つくり出すといった取り組みを検討していきます。

施策

- ◆市民活動及び市民活動支援策の先進事例・制度にかかわる調査研究
- ◆市民活動の実態調査
- ◆市民活動グループの交流支援
- ◆「市民活動アドバイザー制度」の拡充

※市民活動アドバイザー制度とは、市民活動の活性化を図るために、様々な分野の市民活動グループに対し、アドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言を行うものです。

- ◆専門性の高い学習講座、リーダー養成講座、研修会等の開催

STEP 5

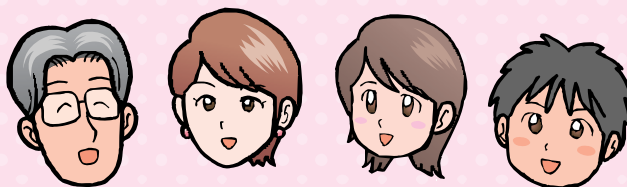
市民参加のコミュニティづくりを促進し、 市民と行政、企業との協働を実現する ための取り組み

市民参加による「助け合いのコミュニティ」づくりの到達点は、多くの市民が自主的な活動に参加し、お互いに助け合いながら様々な問題解決に取り組み、行政や企業は必要に応じてそれを支援するという市民自治の成熟した社会を意味します。あるいは、市民と行政、企業とが連携・協働する社会と言い換えることも可能です。

本市においても、市民活動の自主性・自立性を尊重しつつ、市民活動との連携・協働を進めるための環境整備をしていく必要があります。このため、市民活動グループへの分権促進や、市民自治の観点から、市政に対する市民の参画機会の創出、さらには市民活動支援を円滑に行うことのできる庁内体制整備などの取り組みを進めます。

施策

- ◆市政への市民参画促進
- ◆行政から市民活動グループへの分権及び協働事業（事業・業務委託等）促進
- ◆市民活動グループの社会的信頼の獲得促進
- ◆企業の社会貢献活動の促進
- ◆パートナーシップ確立に対応した行政組織の再編
- ◆市民活動支援センターの効果的運営



お 願 い

このリーフレットは「概要版」です。詳しくは「周南市市民活動促進指針」（平成21年2月発行）をご覧ください。

「周南市市民活動促進指針」の全文は、市民交流センター（徳山駅ビル）3階の周南市市民活動支援センターのほか、情報公開窓口（周南市役所本庁「市民さろん」、各総合支所地域政策課）でも閲覧することができます。

また、周南市及び周南市市民活動支援センターのホームページにおいても、指針の全文を公開していますのでご利用ください。

◎周南市市民活動支援センターのホームページを見てみよう

市民活動支援センターでは、市内を中心に活動している300を超える市民活動グループの活動情報やイベント情報など市民活動に関する情報の発信、これから市民活動をはじめようという人や活動で悩んでいる人の相談業務など、市民活動にかかる支援業務を行っています。

これらの市民活動に関する情報は、市民活動支援センターにお越しいただくか、ホームページ（<http://www.city.shunan.lg.jp/hp/shiencent/>）をご覧ください。

市民活動促進のための基本的考え方

私たちの社会で市民活動を促進していくためには、市民活動を積極的に支援する仕組みが必要です。そのためには、市民、企業、行政が、それぞれの役割や相互の関係について基本原則を確認しておく必要があります(下図)

1 市民活動の基本原則 —市民活動の自主性・自立性の確保—

市民活動には様々な種類のものがありますが、基本的に、市民活動は市民が自主的に行うものであり、活動の自立性が最大限尊重されなければなりません。市民活動を行う人々や団体が、他から従属を強制されたり、活動に対する妨害や理不尽な干渉を受けるようなことがあってはなりません。

2 市民の役割 —市民自治文化の創造と発展—

市民活動の主役は、あくまで一人ひとりの市民です。周南市・周南地区には、すでに様々な市民活動の歴史と蓄積がありますが、さらに多くの市民が主体的に活動に参加したり、これを皆で支援したりするような文化(市民自治文化)を地域社会に根づかせていくことが必要です。

そのためには、市民活動グループを、社会を運営していく主要セクターの主体として位置づけ、市民一人ひとりがコミュニティづくりや自治の担い手なのだという意識を高めていくことが求められます。

3 企業の役割 —「企業市民」としての役割—

「企業市民」という言葉があるように、企業には、本業以外の社会貢献活動を通して、市民とともに健全なコミュニティを築いていく役割も期待されており、企業の市民活動に対する理解や支援が、市民活動を促進していく上で重要な位置を占めていると考えられます。

4 行政の役割 —市民活動の側面的支援—

行政は、市民活動の自主性や多様性を尊重しつつ、その活動が円滑に行われるよう、市民活動に参加しようとする人々や団体を、公平に支援する必要があります。ここでいう支援とは、行政が市民活動を支援するという一方的な関係としてではなく、地域社会の中で市民どうしが相互支援していくことを原則に、その活動環境を整えるための取り組みを展開し、側面的に支援していく施策として考える必要があります。



2009(平成21)年2月 発行

周南市環境生活部市民活動推進課 〒745-0034 周南市御幸通2丁目28番地 周南市市民交流センター3階
TEL: 0834-33-7700 FAX: 0834-31-3711 Eメール: shiminkatsud@city.shunan.lg.jp